

北上市告示甲第71号

北上市店舗等家賃減額支援補助金交付要綱を次のように定め、令和4年9月1日から施行する。

令和4年8月29日

北上市長 高橋敏彦

北上市店舗等家賃減額支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）及び物価高騰の影響を受けた市内事業者の事業継続と地域経済の維持を図るため、賃貸している市内の事業の用に供する物件の家賃等を減額等した賃貸人に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である会社又は個人をいう。
- (2) 家賃等 賃貸借契約に定める賃借料又はこれに相当する利用契約等に定める利用料等の月額（消費税及び地方消費税相当額並びに水道光熱費等の変動する経費を除く。）をいう。

2 この告示において、会社以外の法人及び組合は、前項第1号の規定における会社とみなすものとする。

(補助対象物件)

第3 補助金の算定の基礎となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、中小企業が令和2年1月1日以前に取得し、令和4年9月1日において引き続き所有する物件であって、建物（建物に付随して一体的に賃貸される駐車場を含む。）に限るものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 居住用途である物件
- (2) 転貸されている物件

- (3) 物件所有者が経営し、若しくは役員を務める企業又は当該物件所有者と生計を一にする者が賃借する物件

(補助対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 会社にあつては平成31年3月以降を期間とする事業年度の売上高が平成30年3月から平成31年2月までのいずれかの月を始期とする事業年度の売上高に比して、個人にあつては令和2年分又は令和3年分の事業年度の売上高が令和元年分の売上高に比して、減少しているもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者
- (3) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員が同条第2号に規定する暴力団員でない者
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと
- (5) 宗教上の組織又は団体でないこと
- (6) 納期の到来した市税の滞納がないこと

(補助金の額)

第5 補助金の額は、次の各号により算定した金額を合算して算定するものとする。

ただし、次表左欄に掲げる一の補助対象者が所有する補助対象物件の登記簿面積（次の各号のいずれかに該当する物件に限るものとし、補助対象物件が複数である場合はその合計とする。）に応じ、同表右欄に定める上限額を限度とする。

- (1) 令和3年4月から令和5年2月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により家賃等の減額を行った場合において、減額前の当該期間中の連続する最大6か月の家賃等と、減額後の当該期間中の連続する最大6か月の家賃等の差額を合計し、4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、第6の規定による補助金の交付の申請の時点において賃貸借契約が解除されている物件に係るもの及び次項に該当するものを除く。
- (2) 令和4年1月から令和4年8月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により賃貸人が退去し連続する3か月以上の空床が生じた場合において、当該空床となった期間中の連続する3か月の家賃等の相当額を合計し、2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

登記簿面積	上限額（円）
5,000㎡以上	7,500,000
2,000㎡以上5,000㎡未満	3,500,000
1,000㎡以上2,000㎡未満	400,000

100㎡未満	200,000
--------	---------

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年2月28日までに、北上市店舗等家賃減額支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に補助対象物件の賃貸借契約書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、北上市店舗等家賃減額支援補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書により申請者に通知したときは、当該交付決定した日に申請者から補助金の請求があったものとみなして、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

所在地：

法人名・屋号：

代表者名：

電話番号：

北上市店舗等家賃減額支援補助金交付申請書兼請求書

北上市店舗等家賃減額支援補助金の交付を受けたいので、北上市店舗等家賃減額支援補助金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額兼請求額 円

(家賃等を減額した場合)

	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合計
A 減額前家賃							
B 減額後家賃							
C (A-B) × 10/11							

※Aは複数の賃貸借契約がある場合は、当該契約分を合計して記載する。

(退去により空床となった場合)

	年 月	年 月	年 月	合計
D 退去前家賃相当額				
E D × 10/11				

※Dは複数の賃貸借契約がある場合は、当該契約分を合計して記載する。

(裏面に続く)

F 登記簿面積	m ²
G 補助上限額	円
H 補助金額 Cの合計+Eの合計 ただし、CとEの合計がGを超える場合は、Gの金額とする。	円

2 従業員数 人

3 補助金の振込先口座

4 誓約書

北上市店舗等家賃減額支援補助金交付要綱第3に規定する補助対象者に該当することを誓約します。

年 月 日

法人名・屋号：

代表者名：

【添付書類】

様式第2号（第7関係）

北上市指令 第 号

所 在 地：

法人名・屋号：

代 表 者 名：

北上市店舗等家賃減額支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市店舗等家賃減額支援補助金について、北上市店舗等家賃減額支援補助金交付要綱第7第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

北上市長



補助金交付決定額 金

円